

2以上の勤務先で働く労働者への対応

2つ以上の勤務先で働く労働者には、社会保険をどのように適用させるのでしょうか？

今年10月に社会保険の適用拡大(※)の法改正があり、上記のような質問を受ける事が多くなりました。雇用保険、健康保険・厚生年金保険、それぞれの加入要件が異なり、2以上勤務の労働者にとって複雑な制度になっています。所定労働日数や時間について、労使で取り決める際に、各保険の適用についてもご説明できる事が望ましいです。

※R6.10/1より、厚生年金の被保険者数が51名以上の事業所では、一定の要件を満たす短時間労働者を健康保険/厚生年金の被保険者とします。
※上記の該当する事業所を「特定適用事業所」と呼びます。

雇用保険

どちらか一方の勤務先で加入する（収入が高い方）

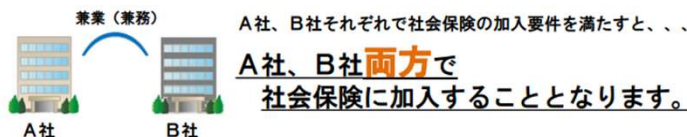
※65歳以上適用「マルチジョブホルダー制度」の例外あり

健康保険・厚生年金保険

加入要件を満たせば、複数の勤務先で加入する

2以上勤務の労働者 確認事項

- 雇用保険の加入要件を満たしますか？（※役員は除く）
↓YES ↓NO【雇用保険・健康保険・厚生年金保険すべて適用なし】
↓
- 当社、別会社、どちらの収入が高いですか？（※労働条件による見込み額で）
↓当社【当社で雇用保険に加入】 ↓別会社【当社では雇用保険への加入なし】
- 当社の健康保険・厚生年金の加入要件を満たしますか？（※加入要件は規模により違う）
↓YES ↓NO【当社では健康保険・厚生年金への加入なし】
↓
- 別会社で健康保険・厚生年金へ加入しますか？（既に加入していますか？）
↓ ↓NO【当社で通常の資格取得手続きすれば完了】
YES【会社の資格取得手続きに加え、本人による手続きが必要です！】
↓
- 2以上勤務の届け出が必要です！主たる事業所を選択してください。（本人が自由に選択します。選択の要件等はありません。）
↓ ↓主：別会社【本人が別会社の管轄年金事務所にて手続き】
主：当社【本人が当社の管轄年金事務所にて手続き】
- 保険証は主たる事業所のものが発行されます。（※複数枚発行されている場合は返却）
- 保険料の支払いはそれぞれの会社で按分して行います。



労働者の方へご説明する際に便利なリーフレット
「2か所以上の事業所で勤務する皆様へ」（日本年金機構）
<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/hihoken/sha1/20131022.files/2kashoiyokinmu.pdf>



103万の壁が見直される？ 様々な「年収の壁」

来年度の税制改正にむけて、103万の壁の見直しに関する協議が始まったと最近ニュースで報道されています。他にどのような年収の壁があるか、併せてご確認ください。

100万の壁・・・住民税の課税開始

103万の壁・・・所得税の課税開始
扶養者に適用される控除(所得税)が外れる

106万の壁・・・特定適用事業所にて働く短時間労働者が社会保険に加入する
※加入要件のひとつ 月額8.8万円≒年収106万なので

130万の壁・・・健康保険・厚生年金の被扶養者から外れる
※60歳以上/一定の障害者は180万

150万の壁・・・所得税の配偶者特別控除が減額される

編集後記

今週はコートやマフラーが必要と感ずるようになりました。特に朝、布団から出るのがつらくて、何か良い対策（できればコストの低いもの）はあるでしょうか…。冬の寒さとの付き合い方であったり、季節の変わり目の体調管理であったり、長く生きていても難しい事は多いなあと思います。近年は、風邪をひいた際には無理をせず、周囲へ“感染”という迷惑をかけない為に休養を優先するという考え方がコロナを経て浸透してきたように感じます。早めに休んで結果的によかった、となりたいですね。

発行：社会保険労務士法人 MRパートナーズ むさしの労政
武蔵野市吉祥寺本町1-10-31 NMF吉祥寺本町ビル4F
★バックナンバーはHPでも見ることができます
<http://www.rousei.com>

